

香川県旅館業営業施設の措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月20日

香川県知事 真鍋武紀

香川県条例第27号

香川県旅館業営業施設の措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例

香川県旅館業営業施設の措置の基準等に関する条例（昭和33年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(ホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 沐槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）及び水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水（以下「水道水」という。）以外の湯水が原水（<u>浴槽水以外の浴用に供する湯水であって、浴用に供した湯水の再利用をしていないもの</u>をいう。以下同じ。）に用いられている場合におけるその湯水は、次に掲げるものを除き、規則で定める水質基準に適合しているものであること。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 循環水（ろ過器（<u>浴槽水をろ過する装置</u>をいう。以下同じ。）を通した浴用に供する湯水をいう。以下同じ。）を浴用に供しない構造の個人用の浴室の浴槽水</p> <p>オ 略</p> <p>カ 原水以外の浴用に供する湯水の浴槽への流入口は、浴槽の底部に近い位置に設けること。</p> <p>キ シャワー又は打たせ湯が設けられている場合は、これらの設備は、原水を用いる構造であること。</p> <p>ク～ニ 略</p> <p>サ 略</p>	<p>(ホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第2条 令第1条第1項第11号、第2項第10号及び第3項第7号に規定する条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 浴室の構造設備は、次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 沐槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）及び水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水（以下「水道水」という。）以外の湯水が原水（<u>ろ過器（浴槽水をろ過する装置</u>をいう。以下同じ。）を通していない浴用に供する湯水であって、<u>浴槽水以外のもの</u>をいう。以下同じ。）に用いられている場合におけるその湯水は、次に掲げるものを除き、規則で定める水質基準に適合しているものであること。</p> <p>(ア) 客室内に設けられている浴室（客室に附属して屋外に設けられているものを含む。以下「個人用の浴室」という。）に供給された原水</p> <p>(イ) 循環水（ろ過器を通した浴用に供する湯水をいう。以下同じ。）を浴用に供しない構造の個人用の浴室の浴槽水</p> <p>オ 略</p> <p>カ シャワー又は打たせ湯が設けられている場合は、これらの設備は、<u>循環水を用いない構造</u>であること。</p> <p>キ～ケ 略</p> <p>ニ 循環式浴槽（循環水を用いる構造の浴槽をいう。以下同じ。）が設けられている場合は、次に掲げる要件を満たしていること。</p>

(ア)～(エ) 略

2 シ 略

(浴室の衛生管理)

第10条 略

(1)・(2) 略

(3) 浴槽水は、レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないよう塩素系薬剤を用いて消毒を行うこと。ただし、湯水の性質等により当該消毒を行うことができない場合、当該消毒を行うことが困難であると認められる場合又は他の消毒方法を使用する場合であって、適切な衛生措置と知事が認めるものを講ずるときは、この限りでない。

(4) 前号本文の消毒を行う場合は、浴槽水の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、規則で定める遊離残留塩素濃度となるよう努めるとともに、その測定した結果を測定の日から3年間保管すること。

(5)～(12) 略

2 略

(ア)～(エ) 略

(オ) 循環水の浴槽への流入口は、浴槽の底部に近い位置に設けられていること。

2 サ 略

(浴室の衛生管理)

第10条 浴室についての措置の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 浴槽水は、レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないよう塩素系薬剤を用いて消毒を行うこと。ただし、湯水の性質等により当該消毒を行うことができない場合又は当該消毒を行うことが困難であると認められる場合であって、当該消毒に代わる適切な衛生措置を講ずるときは、この限りでない。

(4) 前号本文の消毒を行う場合は、浴槽水の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、その測定した結果を測定の日から3年間保管すること。

(5)～(12) 略

2 略

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。